

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 7 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

データ標準レイアウトにおける特定個人情報番号 84 に係る
コード名称の変更について

日頃より、予防接種行政の適正な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 8 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供については、令和 4 年 6 月 20 日にデータ標準レイアウトが改版され、情報連携が開始されたところです。

今般、令和 4 年 10 月 7 日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）で審議の上、ファイザー社のオミクロン株（B A. 4-5）対応の 2 価ワクチンを予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の特例臨時接種に位置づけることが了承され、同月 13 日から接種を開始する予定となっています。また、分科会では、生後 6 か月以上 4 歳以下の者用のファイザー社ワクチンが予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承され、同月 24 日から接種を開始する予定となっています。

これに伴い、データ標準レイアウト中、特定個人情報番号 84 の項番「126」「129」「132」「135」「138」のワクチン名において、コード値「08」はコード名称「新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社（オミクロン株対応 2 価ワクチン、B A. 4-5 対応型）」、コード値「09」はコード名称「新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社（生後 6 か月～4 歳用）」を指すこととしますので、お知らせします。

また、「データ標準レイアウトにおける特定個人情報番号 84 に係るコード名称の変更について」（令和 4 年 9 月 16 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）において、データ標準レイアウト中、特定個人情報番号 84 の項番「126」「129」「132」「135」「138」のワクチン名におけるコード値「06」はコード名称「新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社（オミクロン株対応 2 価ワクチン）」、コード値「07」はコード名称「新型コロナウイルスワクチン（モ

モデルナ社(オミクロン株対応2価ワクチン))」を指すこととする旨お知らせしたところですが、ファイザー社のオミクロン株(BA. 4-5)対応の2価ワクチンを予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承されたことに伴い、コード値「06」は「新型コロナウイルスワクチン(ファイザー社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 1対応型))」、コード値「07」は「新型コロナウイルスワクチン(モデルナ社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 1対応型))」を指すこととしますので、お知らせします。

さらに、モデルナ社より、令和4年10月5日にオミクロン株(BA. 4-5)対応の2価ワクチンについて薬事申請がなされたところです。

今後、必要な審議等を経て、モデルナ社のオミクロン株(BA. 4-5)対応の2価ワクチンを用いた接種が予防接種法に基づく予防接種として位置づけられた場合には、データ標準レイアウト中、特定個人情報報番号84の項番「126」「129」「132」「135」「138」のワクチン名において、コード値「10」はコード名称「新型コロナウイルスワクチン(モデルナ社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 4-5対応型))」を指すこととします。

各自治体におかれましては、これを御了知いただき、副本登録等、必要な御対応をお願いします。

なお、マイナポータルにおける表示については、コード値「06」で登録された情報が「新型コロナウイルスワクチン(ファイザー社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 1対応型))」と、コード値「07」で登録された情報が「新型コロナウイルスワクチン(モデルナ社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 1対応型))」と、コード値「08」で登録された情報が「新型コロナウイルスワクチン(ファイザー社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 4-5対応型))」と、コード値「09」で登録された情報が「新型コロナウイルスワクチン(ファイザー社(生後6か月～4歳用))」と、コード値「10」で登録された情報が「新型コロナウイルスワクチン(モデルナ社(オミクロン株対応2価ワクチン、BA. 4-5対応型))」と表示されるよう、令和4年11月目途で、マイナポータル上のシステム対応を行うことを申し添えます。